

第3回大牟田市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年9月11日（月） 午前9時30分から午前10時45分まで

2. 開催場所 大牟田市役所 北別館4階 第4委員会室

3. 出席委員（9名）

会 長	古賀	正廣
会長代理	石橋	祐一
3番委員	中島	照章
4番委員	梅野	節子
5番委員	鳥越	孝広
6番委員	内野	和幸
7番委員	境	タヅ代
8番委員	松山	規子
9番委員	池端	祥久

4. 欠席委員（0名）

5. 議事日程

審議事項

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号	経営基盤強化促進法の規定による許可申請について
議案第4号	農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の意見について

報告事項

報告第1号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
報告第2号	農地法第18条の規定による許可申請について
報告第3号	非農地証明について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	松尾	健一
次 長	野田	稔雄
職 員	堀江	陽子
職 員	福浦	忠紀

市農林水産課 前田 大輔

議長 それでは、定足数を満たしておりますので、ただいまより第3回農業委員会総会を開催いたします。

 大牟田市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんでしょうか。

農業委員 はい。

議長 それでは、6番委員、7番委員にお願いいたします。

両委員 はい。

議長 なお、本日の会議書記には、事務局次長を指名したいと思いますので、よろしくをお願いします。

各委員 はい。

議長 それでは議事に入りたいと思います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 議案第1号については、2件の申請がっております。
事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

 1番は、地域の担い手の一人である〇〇さんの規模拡大によるものでございます。

 2番は、相続人不存在のため弁護士によります農地処分であり、4年程前から所有者からの作付依頼で耕作されていた〇〇さんの規模拡大のための案件でございます。〇〇さんは、〇〇市の認定農業者でございます。

 いずれも許可基準を満たしていると思われます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 事務局からの説明が終わりました。

 次に地区担当委員の意見に入ります。

 1番の担当委員は私ですので、意見を述べます。

議長 地域の担い手の一人であり、昨年の意向調査においても規模拡大したいとも言われておりましたし、意欲が出てきということからも妥当性はあると思います。

議長 次に2番案件は、3番委員ですのでお願いします。

3番委員 農地を見に行きましたが、〇〇さんは〇〇市の認定農業者ということで、農地もきれいに作付してありましたので問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。
意見を述べていただきました。
それぞれ審議は別に行いたいと思います。
1番案件について、ご意見やご質問はございませんでしょうか。
(発言者なし)

議長 無いようでございますので、採決に入ります。
1番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございました。
全員賛成で1番案件は、許可することに決定します。

議長 続いて、2番案件についてご意見ご質問はございませんか。
(発言者なし)

議長 無いようでございますので、採決に入ります。
2番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございました。
全員賛成で2番案件は、許可することに決定します。
次に

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長 議案第2号については、1件の申請がっております。
事務局から説明をお願いします。

事務局 この案件は、本年3月総会において、農業振興地域の農用地除外で審議をいただいた案件でございます。除外手続が完了し、転用許可申請が提出されてものでございます。(資料読み上げ)
除外時は、前任委員でございましたので、改めて経過をご説明いたします。
当地は、農地の通路部分を、隣接者が所有地と思い込まれ通路利用されていま

したが、隣接農地の一部であることが判明したため通路部分を分筆し、2分の1共有とする転用申請でございます。

なお、本件については、県とも事前協議を行っており、農地区分は第2種農地であり、住宅及び農地への共有通路とするための敷地拡張に該当するものでございます。

本申請について、許可相当か否か、並びに付すべき意見の有無について、ご審議をお願いいたします。

議長 それでは、地区担当委員の意見として6番委員に伺いたいと思います。

6番委員 あまり経験のない案件です。自分の土地と思って使っていたところ違っていたと言うことです。奥の農地を所有者もここを通らないと困るので共有にしようということで、一番いい判断じゃないかと思います。特別な意見を付すこともなく許可してよいものと思います。

ただ、所有者本人の場合は4条、別人の場合は5条とっていたので、事務局にも尋ねましたが、5条でとのことなので、手続上問題がなければ良いか思います。

議長 4条、5条の取扱いの説明をお願いします。

事務局 本件の取扱いについては、許可権者である県の指導を受けており、通常、所有者本人の転用は4条許可申請、別人であれば5条許可申請と2件の申請となりますが、過去の事例として5条のみで対応されており、その許可証で登記の変更等も出来ていると伺っているところでございます。

議長 6番委員の疑問はこれでよろしいですか。

6番委員 はい。

議長 担当地区委員の意見を述べてもらいましたので、皆さんには審議に入ってください。ご意見ご質問はございませんか。

9番委員 通路部分は工事か何かされるのでしょうか。

事務局 現地については、既に通路利用されており、今回、通路部分の測量が実施されたことで境界杭が打たれておりますが、工事等は行わないと伺っております。

9番委員 分かりました。

議長 他にご意見ご質問はございませんか。
(発言者なし)

議長 付すべき意見はございませんか。

各委員 なし。

議長 それでは採決に入ります。
議案第2号を賛成の方の挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございました。
全員賛成で付すべき意見もなく許可相当とすることに決定します。
次に

議案第3号 経営基盤強化促進法の規定による許可申請について

議長 議案第3号については、3件の申請がっております。
事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)
1番案件は、期間満了による更新のものでございます。
なお、申請者は法人の〇〇を経営されておりますが、所有者の法人貸出に対して疑念が払拭できず多方面で問題が出てくるが、結果的に個人名での貸借申請となったと聞いているところでございます。
2番、3番案件は、所有者が異なりますが、同じ〇〇さんが貸借されるもので、規模拡大によるものでございます。
ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長 事務局説明が終わりました。
何かご意見ご質問はございませんか。
(発言者なし)

議長 ございませんか。

各委員 はい。

議長 では、採決に入ります。
一括採決にしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

各委員 はい。

議長 議案第3号を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございました。
全員賛成で議案第3号は、許可することに決定いたします。
次に

議案第4号 農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の意見について

議長 このことについて事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。

この議案は、農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、本年6月に福岡県の基本方針が見直されたことにより、大牟田市で定める基本構想の見直しが必要とされていきました。今回、大牟田市の基本構想変更案が定まったことにより、農業委員会の意見を聴くこととされていることから、意見の有無について審議をいただくものです。

本日は、担当である農林水産課職員が説明のため、出席いただいております。

議長 本日は、市農林水産課の前田さんに来ていただいております。
説明をお願いします。

農林水産課 本日はお時間をいただきありがとうございます。

基本構想担当の前田です。基本構想の変更についてご説明いたします。

まず、基本構想とはですが、農業経営基盤強化促進法に基づき県が作成する農業経営基盤強化促進基本方針に則して、市町村が定めるものです。

本年4月1日に農業経営基盤強化促進法が改正に伴い、6月に福岡県において基本方針が見直されたことを受け、本市の基本構想を変更するものです。

この変更に際しては、農業委員会と農業協同組合へ意見を聴くこととされていることから本日、議論いただくものでございます。

具体的な変更点ですが、「第4 農業を担う者の確保及び育成に関する事項」が新設されております。その他は「地域計画」の法定化による文言修正によるものが殆どでありまして、認定基準、認定新規の基準、農地集積の目標等の数値については変更ございません。

修正箇所は、新旧対照表をご覧ください。下線文字部分が変更部分になっているところがございます。

第4の項目が新規に追加されたため、全文が改正後の方に追加となっております。追加のため、以下の項番がずれているため、見出し番号等が下線となっております。

地域計画の関係では、地域計画の作成後においては、現在の利用権と中間管理の2種類が、中間管理機構を通しての貸借に一本化されるものでございます。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。
皆さんからご意見ご質問はございませんか。
(発言者なし)
私からよろしいでしょうか。

農林水産課 はい。

議長 まずは、地域計画をきちんと作成することが最初という理解でよろしいでしょうか。

農林水産課 地域計画では、10年後の耕作者のお名前を決めていくということになります。実際の運用ではどうなるかといいますと地域計画で決まった方が耕作する際には、手続が簡略化され期間も短縮し、すぐに作れるようになります。10年後の名前が決まっていなくても認められており、この場合の貸借は地域計画をやり直し、名前を決めてから貸し出すことになります。このため、会長のご質問である地域計画で決めておくに越したことはないと思われま。

議長 聞いていると地域計画は固めておくという感じがするが、土地は常に流動化しているので描いたとおりにはないと思いますが。
また、所有者同意も過半でよいとのことだが、過半でも難しい状況にあるので、そういったところは、事ある毎に問題点として意見を出していただきたい。

農林水産課 国の方でも地域計画は、一度作成して終わりではなく毎年のように見直しをする考えが示されておりますし、色を変えていくことが生じると考えております。それから、所有者不明に関しては、一定の手続があり中間管理権の設定が制度上は出来るようになっておりますが、まだ事例もなく、どれだけの人的パワーが必要かも今後検討していく必要があると思います。

6番委員 地域計画が作成した場合は、誰でも見られるようになるのですか。

農林水産課 はい。人農地プランも市のホームページで公表しております。ただし、個人名

は個人情報ということもあり載せておりません。地域計画での公表はしなさいとはありますが、どこまで載せなさいというのがまだ示されておられません。

6番委員 農業を辞めるという時に地域計画ではAさんにしていたが、頼む際にはBさんがよいというのがあると思うので、先ほど会長が言われたようなことに緻密に決めておいても思うように行かないと思います。干拓のように形もよく、若手も多いたころではうまくいくかも知れませんが、山手では決めてしまう方がかえってギクシャクするのではないかと思います。

議長 地域計画そのものについてでしたが、他にご意見はございませんか。
(発言者なし)
発言がないようですので採決に入ります。
案に対し、特に意見なしとすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございました。
全員賛成で特に意見なしとすることに決定いたします。

議長 前田さんは出席いただきありがとうございました。
次に

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

議長 それでは事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)
1番は、隣接農地を敷地拡張のための申請でございます。
2番は、住宅に囲まれ取り残された農地の住宅建設申請でございます。
以上です。

議長 何かご質問はございませんか。
(発言者なし)
無いようですので報告第1号を終わります。

報告第2号 農地法第18条規定による許可申請について

議長 報告第2号の説明を事務局からお願いします。

事務局 はい。1番2番案件は3条取得のため、3番案件は別人貸借のためのもので、空きとなる農地はございません。以上です。

議長 このことについて何か質問はございますか。
(発言者なし)
無いようですので報告第2号を終わります。

報告第3号 非農地証明について

議長 それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。4件いずれも市街化区域内のもので、いずれも農地以外での利用が続いていたもので、売買や住宅建替えのための登記地目整理が目的でございます。以上です。

議長 何か質問はございませんか。
(発言者なし)
無いようですので、報告3号を終わります。

議長 以上で報告事項を終わります。
これをもって第3回総会を終了いたします。

閉会

以上